

極秘

2

大甲第一二五號

起 昭和十四年五月三十一日

閣議決定 昭和十四年五月三十一日

施行 昭和十四年五月三十一日

内閣總理大臣

佐

内閣書記官長

内閣書記官

佐藤

外務大臣

高

陸軍大臣

杉

文部大臣

尾

逓信大臣

重

厚生大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

植

鐵道大臣

也

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙大藏大臣請議日本銀行正貨

準備タ儿金地金ノ流用ニ關スル件

ハ請議ノ通閣議決定相成然ル
ベシ

追テ右大藏大臣ノ請議ニ對スル
企畫院ノ上申別紙ノ通

指令案

日本銀行正貨準備タル金地金ノ流用
ニ關スル件請議ノ通

五月二十六日

通牒案

昭和四年五月二十六日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

別紙大藏大臣請議日本銀行正貨準備
タル金地金ノ流用ニ關スル件請議ノ通
閣議決定相成候

密 第七九 號

日本銀行正貨準備タル金助金ノ流用ニ關スル件

昭和十四年度物資動員計畫ニ關シ輸入力計畫トシテ貿易委員會ニ於テハ特別措置ニ依ル輸入力増強額二億五千萬圓ヲ計上セル處之方其現ノ爲必要ナル場合ニハ日本銀行正貨準備タル金助金ヲモ流用スルコトアルモノトス
然レドモ右ノ爲ニ必要ナル流用ヲ爲シタル殘額ハ我國經濟ニ對スル内外ノ信用ヲ保持シ外國貿易ヲ維持スル擔保トシテ又將來ニ於ケル諸經濟計畫遂行ノ安全辨トシテ更ニ又今後不測ノ國際情勢ノ發生ニ對處スル爲ノ準備金トシテ之ヲ確保シ置クノ要アルヲ以テ今後更ニ之ヲ物資動員計畫上ノ輸入力増強ノ爲ニ流用スルコトナキモノトス
右閣議ヲ請フ

昭和十四年五月二十五日

大藏大臣 石 渡 莊 太郎

内閣總理大臣 芳 澤 謙 一郎 殿

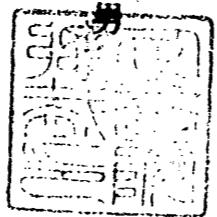




企畫院上申第五二號

昭和十四年五月二十六日

企畫院總裁 青木 一



内閣總理大臣 男爵 平 沼 騏 一 郎 殿

別紙大藏大臣請議日本銀行正貨準備タル金地金ノ流用ニ關スル件ヲ審
査スルニ右ハ至當ト被認候ニ付請議ノ通閣議決定相成可然本院官制第
一條第一項第二號ニ依リ此段及上申候

主任 第五部 島本書記官

<p>甚が遅く相成、此心緒、有る候に別紙に</p>	<p>この様上候</p>	<p>尚本件に絶好致候に及在表にセサレ</p>	<p>モ、之付隔令も四週被下立、若念申添候</p>	<p>五月二十五日</p>	<p>大工職書</p>	<p>通小人至所候上</p>	<p>内閣</p>	<p>福田総務課長殿</p>
---------------------------	--------------	-------------------------	---------------------------	---------------	-------------	----------------	-----------	----------------

日本標準規格 B5

大藏省

濟

陸甲第二〇號

起 昭和十一年十一月十一日

裁可 六年十月十一日 施行

六年十一月十一日 指令

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

〇

血

接

五

五

五

別紙外務陸軍逓信拓務四大臣請議

滿蒙航空路設定ニ関スル件